【新旧対照表】

(傍線部分は改正部分) 改正後 改正前 第 $1\sim5$ (略) (略) 第1~5 第6 相談・指導等の方法について 第6 相談・指導等の方法について $1 \sim 3$ (略) $1 \sim 3$ (略) 4 広告指導の体制及び手順 4 広告指導の体制及び手順 (略) (略) (1) 広告内容の確認 (1) 広告内容の確認 (略) (略) ① (略) ① (略) ② 都道府県等において、広告に該 ② 都道府県等において、広告に該 当するか判断できない情報物や違 当するか判断できない情報物や違 反しているかどうか判別できない 反しているかどうか判別できない 広告については、その内容につい 広告については、その内容につい て、別添2の様式により、都道府 て、別添2の様式により、都道府 県等の職員から厚生労働省医政局 県等の職員から厚生労働省医政局 総務課あてにEメール等によって 総務課あてにファクシミリ等によ 照会する って照会する という手順を採ること。 という手順を採ること。 (略) (略) $(2) \sim (4)$ (略) $(2) \sim (4)$ (略) 第7 (略) 第7 (略) (別添1) (別添1)

専門性資格認定団体に係る基準該当届 (略)

【備考】

1. この用紙は、日本産業規格A4とする こと。

 $2 \sim 5$ (略)

専門性資格認定団体に係る基準該当届 (略)

【備考】

1. この用紙は、<u>日本工業規格</u>A4とする こと。

 $2 \sim 5$ (略)

(別添2)

医療法第6条の5の規定違反が疑われる広 告等について(照会)

厚生労働省医政局総務課あて

(<u>Eメール iryoukoukoku@mhlw.go.jp</u>) 都道府県等名

(略)		
担当者名及	担当者名	、所属部署名
び連絡先	TEL	、 <u>Eメール</u>
(略)		

※照会する広告又は疑いのある情報物の 写しや写真等、入手できた広告等の 内容の根拠に関する資料を添付する こと。

(削る)

(別添2)

医療法第6条の5の規定違反が疑われる広 告等について (照会)

厚生労働省医政局総務課あて

(<u>FAX 03-3501-2048</u>) 都道府県等名

(略)		
担当者名及	担当者名	、所属部署名
び連絡先	TEL	\sqrt{FAX}
(略)		

※照会する広告又は疑いのある情報物の 写しや写真等、入手できた広告等の 内容の根拠に関する資料を添付する こと。

※FAXによる照会を原則とするが、映像や音声による広告等や送付する量が多い場合には、郵送やEメールによる照会について医政局総務課の担当者に相談すること。

(別添3)

(略)

(別添3)

(略)